

2022年3月28日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

**「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」
繰上償還および重大な約款変更に係る書面決議手続きの基準日設定について**

当社は、下記のとおり、「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」(以下「当ETF」といいます。)(銘柄コード1323)について、繰上償還および投資信託約款の重大な変更(以下「付随する約款変更」といいます。)を行なうため、法令の定めに従い書面決議の手続きを行ないます。

書面決議の手続きにあたり、2022年4月14日を基準日と定め、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者(当ETFの保有者)を、議決権を行使することができる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

書面決議の手続きの結果、賛成する受益者(賛成とみなされた受益者の方を含みます。以下同じ。)の保有受益権の合計口数が、2022年4月14日現在の受益権の総口数の3分の2以上となった場合は、当局への届出を行ない、2022年7月25日に約款変更を適用し、2022年7月26日を信託終了日として繰上償還する予定です。

- **繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、償還金のお支払いは2022年9月2日から開始する予定です。また、その場合、東京証券取引所における売買取引は2022年7月22日までとなります。**
- **繰上償還および付随する約款変更に係る書面決議手続きに関する書類の送付**
2022年4月14日現在の受益者に、2022年6月3日頃までに、書面決議手続きに関する書類を発送いたします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- **議決権行使をされない受益者の方は、当ETFの約款の規定により、当ETFの繰上償還および付随する約款変更の議案(以下「当議案」といいます。)について賛成するものとみなされます。したがって、当議案に賛成の方は議決権行使書面を返信していただく必要はありません。**

1. 対象ファンド（括弧内は銘柄コード）

「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」
(1323)

2. 日程

○繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

- ・対象受益者の確定基準日 : 2022年4月14日（木）
- ・書面決議に係る議決権行使期限 : 2022年6月22日（水）（必着）
- ・書面決議の日 : 2022年6月24日（金）
- ・買取請求開始日 : 2022年6月29日（水）※
- ・買取請求終了日 : 2022年7月19日（火）※
- ・約款変更適用日 : 2022年7月25日（月）※
- ・信託終了日 : 2022年7月26日（火）※
- ・償還金支払開始日 : 2022年9月2日（金）※

※繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合の日程です。

○東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

- ・「監理銘柄（確認中）」への指定 : 2022年3月28日（月）
- ・「整理銘柄」への指定 : 2022年6月24日（金）※
- ・東京証券取引所における最終売買日 : 2022年7月22日（金）※
- ・上場廃止日 : 2022年7月25日（月）※

※繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合の日程です。

3. 繰上償還および付随する約款変更の概要および理由

○概要

- ① 信託期限を無期限から2022年7月26日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ② 繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行いません。

○理由

- ① 当ETFは2008年7月25日に設定され、約14年間にわたり運用を継続してまいりましたが、残高が増加せず、受益権の口数が、信託契約を解約し信託を終了させることができる条件のひとつである200万口を4年以上にわたって下回っている状況です（2022年3月25日時点101万4,404口）。今後も残高の増

加が見込みにくいと判断したため、繰上償還いたします。

② 繰上償還を円滑に行なえるようにするため、約款の所要の変更を行ないます。

4. 書面決議手続き

2022年4月14日現在の受益者は、2022年6月22日までの期間に、当議案について、議決権を行使することができます。

賛成する受益者の受益権の合計口数が、2022年4月14日現在の受益権の総口数の3分の2以上となった場合、繰上償還および付随する約款変更を実施いたします。賛成する受益者の受益権の合計口数が、2022年4月14日現在の受益権の総口数の3分の2未満となった場合、繰上償還および付随する約款変更は行ないません。

※当議案に反対した受益者の買取請求について

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、当議案に反対した受益者は2022年6月29日から2022年7月19日までの期間に保有する受益権を買取することを受託会社に請求することができます。買取請求対象となるのは2022年4月14日現在の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限ります。

なお、当議案に反対した受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

5. 取得申込および解約請求の停止

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、2022年6月29日以降の当ETFの取得申込および2022年7月25日以降の当ETFの解約請求は、受け付けないこととします。

6. 約款の新旧対照表（案）

下線部 は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(信託期間) 第4条 この信託の期間は、 <u>信託契約締結日から2022年7月26日までとします。</u>	(信託期間) 第4条 この信託は、 <u>期間の定めを設けません。ただし、第11条、第55条第1項、第56条第1項、第58条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u>
(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、 <u>信託契約締結日から平成21年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。</u>	(信託の計算期間) 第8条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、 <u>信託契約締結日から平成21年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</u>

<p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 42 条 <略></p> <p>②～⑤ <略></p> <p>⑥ 償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(以下「償還時受益者」といいます。)に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。</p> <p>⑦ 償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権 1 口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</p> <p>⑧～⑩ <略></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第 43 条 <略></p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第 9 項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ <略></p>	<p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 42 条 <同左></p> <p>②～⑤ <同左></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>⑥～⑧ <同左></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第 43 条 <同左></p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第 7 項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ <同左></p>
--	--

以上